

## 規制改革推進会議（第11回） 議事概要

- 1．日時：平成29年2月23日（木）15:00～16:16
- 2．場所：4号館共用1208会議室
- 3．出席者：
  - （委員）大田弘子議長、金丸恭文議長代理、安念潤司、高橋滋、野坂美穂、原英史、林いづみ、八代尚宏
  - （政府）山本大臣、松本副大臣、務台大臣政務官、西川内閣府事務次官、羽深内閣府審議官、松永内閣府審議官
  - （事務局）田和室長、刀禰次長、福島次長、佐藤参事官、佐脇参事官、中沢参事官、西川参事官、渡邊参事官
  - （説明者）観光庁 蝦名次長、西海観光産業課長  
厚生労働省 北島生活衛生・食品安全部長、榊原生活衛生課長

- 4．議題：
  - （開会）
    - 1．民泊サービスについて
    - 2．ホテル・旅館に対する規制の見直しについて
    - 3．規制改革ホットラインについて

（閉会）

- 5．議事概要：

大田議長 皆さん、こんにちは。第11回会合を開会いたします。

本日は、飯田委員、江田委員、古森委員、長谷川委員、森下委員、吉田委員が御欠席です。

松本副大臣、務台政務官に御出席いただいております。ありがとうございます。

山本大臣は、もうこちらに向かっておられますが、少し遅れますので、まず、議題1について観光庁からの御説明をいただいた後、プレスに入ってもらって、大臣の挨拶という段取りにさせていただきます。

まず、議題1「民泊サービスについて」に入ります。民泊法案の検討状況についてお伺いするため、観光庁の蝦名邦晴次長、西海重和観光産業課長、厚生労働省の北島智子生活衛生・食品安全部長、榊原毅生活衛生課長においでいただいております。

それでは、観光庁さんより御説明をお願いいたします。よろしく願いいたします。

蝦名観光庁次長 それでは、お手元の資料1に基づきまして、現在の検討状況を御報告いたします。

1ページはねていただきますと、概要版がございます。既に御案内だと思いますので、

下の図でございますけれども、住宅宿泊仲介事業者、住宅宿泊事業者、家主が不在の場合には住宅宿泊管理業者、この3つのそれぞれのプレーヤーに関して制度を設けているということでございます。

具体的には、次の2ページ目をごらんいただければと思います。現在の民泊事業の大きな課題は、どこで誰がやっているかわからないという匿名性がある、その関係でいろいろな外部不経済が起こっているということが問題でございます。このため、規制改革推進計画で決められました方向性を踏まえまして、まず1番目が、住宅宿泊事業者、民泊サービスを行おうとする者は、都道府県知事に届け出ていただくということでございます。

その際の年間提供日数上限は180日ということで、地域の実情を反映する仕組みもあわせて創設するというところでございます。この点は後ほど御説明をいたします。

2番目でございますけれども、その住宅宿泊事業者は、適正な遂行のための措置をとるということで、以下(1)から(9)まででございます。宿泊者の衛生確保の措置、避難機器設置等の安全確保の措置、外国語による施設の使用方法の説明、宿泊者名簿の備えつけということで、パスポートなども出していただいて、確認をするということでございます。そうした安全衛生面の確保のほかに、(5)(6)にありますように、騒音だとかごみ出しの問題もございますので、そういったものの注意事項を説明し、苦情が出た場合の処理をやっていくという、近隣トラブルの防止についての措置を行うということでございます。また、(7)にございますように、きちんと登録を受けた仲介事業者などにも、その物件を委託していただくということもございます。また、外形的に明らかにやっていることが明示されますように、標識の掲示といったようなことをしていただくということもございます。さらに、年間提供日数の報告などもさせていただきます。

家主不在型の場合は、次のページで御説明いたしますが、いわゆる管理業者に委託することを義務づけるということもございます。

それらに関して、都道府県知事が必要な監督を行い、罰則規定もあるということもございます。

次に、3ページ目でございますけれども、家主が不在の場合の管理業を営もうとする者は、国土交通大臣に登録をいただくということもございます。

その際、2番目にありますように、家主から委託を受けて、住宅宿泊事業者から委託を受けて管理をするわけですので、宿泊事業者が行うべき責務を果たしていただく。安全、衛生、あるいは近隣トラブルの関係、(1)から(6)まででございます。

さらに、その管理業者は、宿泊事業者と委託契約も結ぶわけですので、宿泊事業者に対しても誠実な対応をしていただくということで、そこがございますように、誇大広告あるいは不実の告知の禁止や管理受託契約の内容をきちんと説明した上で契約書面を交付していただく。そして、その事業者が事業の状況を報告していただくということもございます。

さらに、3番目にございますように、宿泊管理業者に対しては、国土交通大臣から必要な監督ができるような規定を設けております。

また、宿泊事業者さん、オーナーさんから委託を受けるものですから、その衛生確保を初めとした措置をきちんと管理業者にもやっていただくということで、その点については都道府県知事も必要な監督ができるような規定にしております。

次が4ページ目でございます。これは仲介をする事業者さんでございますけれども、旅行業とかなり親和性があるということで、観光庁長官に御登録をいただくということでございます。外国の事業者も御登録をいただきます。

その上で、2番目にありますように、そうした仲介の皆様は、宿泊者に対して一定の措置をとっていただくということで、信義・誠実にやっていただくということ。それから、約款などもきちんと届け出をして、キャンセル料であるとか、そういったようなことをしっかりと掲示していただく。宿泊料金や仲介手数料を公示していただく。それから、契約内容については説明をし、書面を交付するというところでございます。

この辺の書面とか掲示と書いてありますのは、当然、ネット事業者さんでございますので、電子的にやっていただいて、ダウンロードなどができるようにしていただくことで、もちろん足りるということでございます。そして、不当な勧誘等の防止といったことも守っていただくということでございます。

こうした義務に対して、必要な観光庁長官の監督の規定というのがございます。

また、外国の事業者の場合には、報告徴収、資料請求といったことを求めますけれども、事業の命令といったようなことが有効に機能いたしませんので、こういった協力をしていただけない場合は登録を取り消し、そのことを対外的に公告していくということでございます。

ちょっと戻っていただきますと、2ページ目の(7)で御説明しましたように、ここで今、登録をしていただけない、あるいは取り消されてしまった仲介事業者さんには、この物件を委託できないという形で、供給をストップするような形で仲介事業者さんにしっかり義務を守っていただくということを確保したいと考えております。

次の5ページ目、先ほどの地域の実情の反映の仕組みということでございます。これは都道府県に届け出をいただいて、宿泊事業をやっていただくということでございます。それが基本ですけれども、政令市とか、いわゆる中核市と言われるような保健所を設置する市、あるいは東京23区のような特別区にも、そういった権限を委任することができるような規定にしております。

その主体が、民泊による騒音の発生その他の生活環境の悪化の防止、非常に閑静な住宅街でありますとか文教施設が集積している地域で、生活環境の悪化の防止になるような面がある場合には、対象区域を設定して、180日という民泊の提供期間を短縮したり、制限をすることができるようにするというところでございます。

さらに、6ページ目でございますが、これはネットを中心にして行われるサービスということでございますので、今、御説明をしましたさまざまな届け出でありますとか登録といったようなことは、ネットでできるようにしていくということで、今、御説明をしまし

たように、それぞれの届け出先なり登録先が異なっておりますので、ばらばらですと情報を共有しているような監督を行ったりする際にも非常に問題でございますので、所管行政庁ごとではなくて、そのシステムに登録された情報などを全部一本に集めまして、それぞれ関係の行政庁もそれを共有できるようなシステムをつくって、管理をしたいと思っております。その関係者のさまざまな利便に配慮していけるようなシステムにしたいと思っております。

原則、インターネットを活用していくということで、そういう届け出、登録などもなるべくインターネットで手続きをしていただくということだと思えますし、それぞれお互いにレーティングを行っていくことで、より民泊全体の質を高めていっていただく。あるいは、クレジットで決済をされる方が実際にも多いと思えますけれども、キャッシュレスな環境で安全性の高いサービスを提供していただくようお願いするといったことを、実施段階までにはガイドラインのようなものを作成して、インターネット利用を基本にしていいただくようにしていきたいと考えているところでございます。

施行に当たりましては、今後法案がまとまって提出されまして、それから御審議をいただいで、もし成立をするということになりますと、その日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行するということになりますが、現在、既に問題がいろいろ起こっている状況ですので、先ほどのシステムの整備なども含めまして、できる限り早い時期に施行にこぎつけたいと考えております。

また、こういう新しい法案でございますので、いろいろと必要な見直しなども生じてくる可能性もありますので、そういうものについては、施行後3年後ぐらいの時期に、法律の施行状況の検討を行いまして、必要な場合には見直しを行っていくといった見直しの規定も入れながら、さらにこれをよいものにしていく努力をしていきたいと考えているところでございます

以上、概要を御説明申し上げます。

大田議長 ありがとうございます。

では、ここでプレスに入室してもらいます。

(報道関係者入室)

大田議長 どうも報道の皆さん、お待たせいたしました。

それでは、山本大臣から御挨拶をいただきます。よろしく願いいたします。

山本大臣 皆さん、こんにちは。

ほとんど毎日のように顔を合わせているような気がいたしますけれども、本当にお力添えありがとうございます。大事な規制改革ですので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

本日は、民泊新法と旅館業規制の見直しということでもあります。民泊については、前の規制改革会議以降、約2年にわたって精力的な御議論をいただいております。ようやく法案の概要が見えてまいりました。一日も早く全国各地で新たな法制度のもとで民泊の円

滑な推進を図る必要があると考えています。特に違法民泊が横行しているわけでありますから、これを早くなくさなければ法治国家とは言えない。そして、施行はできるだけ早く、ことし中にはやってもらいたいという気持ちでいますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

旅館業については、昨年12月に当会議で意見をまとめていただいたことを踏まえた見直しが行われることとなりました。民泊新法とあわせて、宿泊業の活性化は観光立国や地方創生という我が国の重要課題に対応するものとして期待されております。委員の皆様におかれましては、新法を含めた制度改正の具体的内容が規制改革の観点から見て真に適切なものとなっているかどうか、しっかりと御審議を賜りたいと思ひます。よろしくお願ひします。ありがとうございます。

大田議長 大臣、ありがとうございました。

それでは、ここで報道関係の方は御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

大田議長 それでは、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問をお願いいたします。

八代委員、どうぞ。

八代委員 3点ほどお聞きしたいと思ひます。

第1点は、この年間提供日数の設定についてですが、予約可能日ではなくて宿泊実績で180日以内、しかも連続していなくてもいいという理解でいいかどうか。

第2点は、住宅宿泊管理業者ということで、家主が不在でも、別にそこに住んでいないというだけで、隣の家に住んでいる可能性もあるわけですし、家主がかわりに管理業者がやるべきことを代行するということは認められないのか。幾ら自分でやる能力があっても、必ずこの管理業者に無条件で委託しなければいけないとすれば、そのときの料金というのは、どうなのか。それも監督されるのか、それとも市場に任されるのか、その点についてお聞きしたいと思ひます。

3番目は、既に特区民泊というのは動いているわけですし、例えば大田区であれば2泊3日以上あれば180日の規制はなくていいと。これが施行されると、2つの法律が並行して存在することになる。住宅宿泊事業者の場合は、どちらの法律を使ってもいいのか、あるいはいずれかでなければいけないのか、そのあたりの調整がないと混乱すると思ひますけれども、それについてはどう考えておられるのかという3点目、よろしくお願ひいたします。

大田議長 よろしくお願ひします。

蝦名観光庁次長 180日に関しましては、いわば180日の実績でカウントするというところでございます。要は180回宿泊を提供して、それだけ収入を得る機会がある、そういう考え方でございます。

それから、家主が隣接をしているという場合は、もちろん住宅の宿泊の管理業を兼任す

るといいますか、登録をしていただいて、近くに持っていらっしゃる複数のものを管理していただくことは可能でございます。

特区民泊の関係は、今回の法制は全国的にベースになる基本法のような形の法制になりますので、180日を超えてさらに営業されたい場合には、特区を使って、2泊3日という制限はありますけれども、365日そういう形で営業していただくことも可能でございます。

八代委員 そうすると、関連ですけれども、家主のほうは自由に選べるわけですね。場合によって、180日までは今のルールを使って、それを超したら特区民泊にシフトすることも可能なのか。それを看板か何かで区別するのですか。また利用者に対してどのように説明するのですか。

蝦名観光庁次長 どちらかを選んでいただくことになります。こちらの法案でやっていただいて、180日以内で営業していただくか、あるいはこちらはやめて、完全に特区だけでやっていただくか、どちらかでございます。

八代委員 それは事前に届け出して、途中で変えることはできるのですか。

蝦名観光庁次長 途中で変えるというのは想定しておりません。

八代委員 だけれども、次の年はいいわけですね。1年以内であれば途中で変えられないけれども、そのあたりの細則は、誰がどういう形で公示されるのでしょうか。

蝦名観光庁次長 それはそういうふうに、途中で届け出をやめて廃止する、こちらはやめますということになれば、もちろんそこでやめて、次の特区のほうの申請をしていただくという形になると思います。

大田議長 確認ですが、180日は、連続していなくてもいいわけですね。

蝦名観光庁次長 結構です。

大田議長 それから、今の特区民泊との関連は、180日を超えたら特区でやるというのではなくて、どちらかを選ぶということですね。

それから、住宅宿泊管理業者に家主が管理業を委託するときの委託料というのは、これは市場メカニズムなのかという質問があったと思うのですが。

蝦名観光庁次長 それはそうです。

大田議長 わかりました。

それでは、原委員、野坂委員の順序でお願いします。

原委員 ありがとうございます。

地域の実情の反映、資料で言うと5ページのところについて何点か伺わせてください。

1つは、まず条例の制定主体、これは都道府県と政令市や特別区がダブルで条例をつくるということはあるのでしょうか。

2点目、保健所を設置する市。なぜ保健所というのが出てくるのでしょうか。騒音の発生と保健所は関係ないと思うのです。ここで保健所というのが出てくるのは、やはり旅館業との需給調整というのが念頭にあるのではないかという疑いを持たざるを得ないわけがあります。したがって、需給調整をやってはいけないと。この目的の部分ですが、需給調

整はやらないということが法令上明確にされるのかどうかを教えてください。

3点目、提供期間であります、これは例えばゼロ日、1日といった議論があったかと思えます。どの範囲で提供期間を定めることが条例上認められるのか、教えてください。

以上です。

大田議長 お願いします。

蝦名観光庁次長 これは都道府県が主体としては基本でございますけれども、地域にいろいろお伺いしてみますと、自分のところでしっかり管理をしてやりたいということもございます。保健所を設置している市、政令市、特別区は、一定の責任を受けて執行する能力もおりである、いわゆる中核市と言われるような市でございますので、そういった執行能力のあるところについては、都道府県の持っている権限をいわばお任せする、委託をするということでございますので、これは条例の制定権だけではなくて、監督をする権限も含めて、その市が執行するということになります。したがって、こちらの市が自分のところでやるということで権限を委託された場合には、都道府県とダブルになるということはありません。

需給調整云々かんぬんというのは、もちろん今、需給調整をやるような法制度は基本的に政府の提出法案でやれませんので、これはあくまで需給調整ということを念頭に置いているものではございません。

提供期間は、もちろんこの生活環境の悪化の防止について、合理的な範囲で地域の実情を勘案しながら都道府県あるいは主体が決めていただくということになりますが、法の趣旨が民泊の適正なルール、健全な発展ということをベースに置いておりますので、その限度で考えていただくということだと思います。

以前も御説明したかもしれませんが、ゼロ日にするとといったような仕掛けは、この民泊法ではございませんで、例えば都市計画法の特別用途地区のような仕組みを使って、別途の手続を経てやっていただくということは制度上は可能だと思いますけれども、この民泊法上は、あくまでも民泊の目的に照らして合理的な範囲で、地域として考えていただくということでございます。

原委員 しつこいようなのですが、保健所の部分に関して、なぜ政令市、中核市という規定の仕方をされずに保健所と言われているのか。なぜ保健所が出てくるのかというのを教えてくださいというのが1点目です。

もう一つ、需給調整は念頭にないということをおっしゃったのですが、需給調整しないということが明確にされるのかどうか、教えてください。

3点目、提供期間、合理的な範囲ということだったので、ゼロ日はないですということはおわかりましたが、どの程度が合理的な範囲と考えられているのか。

以上です。

蝦名観光庁次長 需給調整をやる考え方はありません。

保健所設置市というのは、これは中核市とか一定の、現在旅館業法の手続などをやって

いる一部ちゃんとした体制があったり、自治体側の体制が整っているようなレベルの市ということでございまして、法令上の整理としてそういう言い方をしているので、内容的には中核市、政令市といった市でございます。

それから、合理的な範囲。これは申しわけありません。下限を何とかするというのは具体的にできませんので、その地域の中で生活環境の悪化の防止をする観点で、地域の実情を踏まえて合理的だと思われる範囲で考えていただくということだと思います。

原委員 最後にしますが、確認ですけれども、これは地域で1日が合理的な範囲と考えられれば、それは別にとめられはしないということですか。

蝦名観光庁次長 もちろん法律の目的がありますので、余り極端な制限は望ましくないと思いますけれども、何か下限を制度上設けているということではございませんが、当然、法律の目的を極端に逸脱するような形ではなく、合理的な範囲で決めていただくということだと思います。

大田議長 それでは、野坂委員。

野坂委員 今の地域の実情のところの目的ですが、ここに「民泊による騒音の発生その他による生活環境の悪化の防止」とあります。この「その他」というのが具体的に何を指すのかということと、もう一つ、以前、議論に出てきたかもしれないですけれども、騒音の発生と一言に申しまして、例えば地域の近隣住民がすごく小さな音でもそれがうるさいと感じる場合であれば、「騒音」として捉えられるかもしれないですし、自治体の判断の仕方によっては、かなり差が出てくるというか、過度な規制になる可能性があると思うのですけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

西海観光庁観光産業課長 最初の生活環境その他の事象と申しますのは、騒音以外に悪臭、それから、一部この間テレビで民泊をやっていましたけれども、例えば小さいマイクロバスとか車で狭い街路に乗りつける等々の交通渋滞、路上駐車の問題とか、結果的にそこに住む方々にとって何らかの不便をこうむるような、それが受忍しがたい程度に達するような場合を想定して、その他の事象と書いております。

それから、繰り返しになりますが、基本的には音について、あくまで合理的な範囲ということで今回やろうと思っていますので、合理的かつ客観的にほかの地域と整合性がとれないような過度な規制はできるだけ抑制したほうがいいだろうということで、合理的な説明のつく、要するに納得するようなものであって、主観的な、小さくても私は気になるからということではなくて、ある程度規制される側とか、あるいは周りの住民にとっても納得できる客観的な説明が求められるのが、合理的な範囲ということでございます。

野坂委員 「合理的な範囲」は、先に国でお示しになられたほうがいいのではないかと思います。例えば、騒音とはどういうことを指すか、どの程度の音かを具体的に事前に示したほうが、自治体側も「合理的な範囲」というものがわかると思います。

蝦名観光庁次長 実際、その地域に応じてそれぞれありますので、国のほうで一律にこうだということを申し上げるのは、なかなか難しいと思っております。地域の中でそれぞ

れ御判断をいただくということだと思います。

大田議長 騒音の発生その他による生活環境の悪化の防止というのは、日本全国どこでも起こりそうな非常に広い範囲を含みますので、ここで言う対象区域の設定、提供期間の制限というのが極めて重要になってきます。これが過度な規制にならないようにするのは何か担保されるのでしょうか。

蝦名観光庁次長 地域の実情を勘案して都道府県で、あるいは当該主体で対象区域を設定していただくことになりますので、そこは具体的に担保というよりは、当該地域の、余り広いエリアを想定しているわけではありませんで、一定の閑静な住宅街とか、非常に文教施設が集積している地域とか、そのようなイメージでありますけれども、そこについて何か具体的にこの範囲とかいうところまでを設定しているわけではありません。

大田議長 では、その対象区域とか提供期間について、何か政令とかで、ある範囲を示すということはないのですか。

蝦名観光庁次長 条例ですので、その地域の議会の御議論なども経た上で決めていただくということだと思います。その中でいろいろな地域の意見なども聞いていただいて、それで決めていただくということだと思います。

大田議長 では、林委員、高橋委員でお願いします。

林委員 ありがとうございます。

5ページの地域の実情の反映方法の案についてですが、先ほどの御説明では、目的のところについて、需給調整を念頭に置いていないということでしたが、今の御説明を聞く限りは、需給調整を目的とする条例が設けられても、何らそれを回避する手は打たれていないという印象を持ちました。地域の実情を反映するということに、どういう事情があれば、それを避けるために、どういう規制をするという論理的关系にあるのだと思います。その観点からすると、例えば騒音が発生するという弊害を地域において、このエリアは例えば病院があるとか、そういった観点から、どの程度の騒音が受忍限度内であるというようなことを定めるのであれば、それは対象区域のところでは出てくるかもしれませんが、なぜそれが提供期間のところ結びつくのかは、説明できないように思います。

また、先ほども野坂委員がおっしゃったように、騒音の点については、客観的な基準を示すことのほうが、需給調整を念頭に置いた規制が行われなかった場合には有効ではないかと思しますので、そこは国として新法の目的を考えれば、今回の法律を立案するに当たっては、その手当てはすべきではないかと思します。

それから、その他のところで説明されたものとして、車が狭い道路に乗り入れて、路上駐車するなどの弊害を懸念されているということでしたが、そうであれば、駐車場の設備を設けるなどを基準とするとか、そういったことで解決すべきであって、それゆえに対象区域とか、また、ましてや提供期間の規制に結びつくというのは理論的に説明しがたいと思うのですが、どのようにお考えなのでしょうか。

蝦名観光庁次長 法の目的に照らしまして、需給調整というのは要するに産業間調整み

たいなことになりますので、それは生活環境の悪化という部分では読み込めないということでございます。ただ、他方で、条例でございますので、地域のさまざまな状況を踏まえて議会等でも御議論をいただいた上で対象区域を設定して、民泊の提供期間、例えば夏休みなら夏休みとか一定の時間で限ったりすることもあるのだと思いますけれども、そういう合理的な範囲で設定をしていただくということだと思います。

林委員 やはり今のお答えを聞いても、法案を出す前から、これが需給調整に使われそうな予測がされてなりません。ぜひ一度これまでの議論を振り返って、法案を策定していただきたいと思います。

大田議長 高橋委員。

高橋委員 今の林委員とかなり似たお話になるかもしれません。いろいろな規制を見ていて、今回の規制の目的が騒音の発生その他の生活環境の悪化の防止という目的に比して、規制手法が民泊の提供期間を規制するという、その規制目的と規制手段の整合性という問題があります。騒音の発生であれば、騒音そのものをきちんと規制するのが本来の筋で、それを提供期間という間接的な形で規制するのは適切ではない。もともと適切ではないと思いますが、騒音の発生を直接に規制してもなお残る、経験則上なお残るものと考えられる騒音の発生について、受忍限度を超えるという意味において、やむを得ず提供期間を規制するというのであれば、その趣旨を、適切に、対象地域の属性であるとか、これは法律で書き切るのは難しいかもしれませんが、根拠規定のところ、いかなる意味での対象地域なのかというところを丁寧に書き込むことが重要だと思います。他方、裸で対象地域を設定した上で書かれると、これははっきり言って全然歯止めはない。そういった意味で、法令に明確に書き込むというのが必要なのではないかと思います、そこはいかがでしょうか。

蝦名観光庁次長 合理的な範囲内ということであることと、政令で定める基準の範囲で決めていただくことになると思いますので、政令等で少しそういった考え方のようなものがある程度出てくる。さらに、実施の段階では、これは初めての仕組みでございますので、考え方を示すガイドラインと言うとあれかもしれませんけれども、一定の考え方のようなものは、何らかの形で今後、示していかなければいけないとは思っております。

高橋委員 今、お示しいただくことはできないですか。具体的な条文ではなくても、こんな方向で、政令で定める基準を考えていますという、大まかな方向性みたいなものは示されませんか。

西海観光庁観光産業課長 法律では、その他の事象による生活環境の悪化の防止を防ぐためにということで、政令で定める基準となりますので、まだこれはこれからの法制的な議論というか検討になりますけれども、先ほど先生がおっしゃったような対象地域の属性とかも参考にしたようなものを書くのかどうかというのが、一応、政令で定める基準の範囲であり、その一方で、過度な規制を抑制するために、そういった規制はある程度合理的な基準の範囲内で、過度な規制を行わないようにしなければならないというのが合理的な

範囲内ということで法律上は書いていますので、政令のほうで、先生がおっしゃったようなことも実は検討項目としては上がっていますので、そういったところで考えていきたいと思っています。

大田議長 では、金丸議長代理。

金丸議長代理 インターネットの活用を基本としてお考えいただいているという御説明があったのですが、確認をさせてもらいたいのですけれども、2ページ目、そして3ページ目、4ページ目に括弧書きで(1)とか、2ページ目だと(1)から(9)とか書いてありますね。住宅宿泊事業者に対する適正な遂行のための措置という義務づけの(1)から(9)のうち、どれとどれが電子的に可能なのでしょうか。それを3ページ、4ページ、あわせてお答えいただけますでしょうか。

西海観光庁観光産業課長 まず、民泊を提供する住宅宿泊事業者の届け出とか、管理業者、仲介業者の届け出とか登録につきましては、全て一元的なインターネットの申請システムを御用意しまして。

金丸議長代理 違います。それはもうわかったのですけれども、(1)から(9)のうち、どれが電子的にできることなのか。これは全部、電子的にはできないことなのではないでしょうか。

西海観光庁観光産業課長 まず、宿泊者名簿の備えつけのようなものは、今、デジタルの時代なので、デジタルで作成、保存できるのではないかとすることは検討したいと思っていますし、年間提供日数の報告につきましても、インターネットといいですか、ICT技術を活用してやっていきたいと思っています。また、外国語による施設利用方法の説明ですとか、あと、一部避難機器の設置にICTといいですか、IoTと言ってもいいかもしれませんが、そういったような機器による設置等も検討対象になろうかと考えてございます。

それから、苦情の処理は最終的には誰かが対応しなければいけません、最初の苦情の受け付け等につきましても、ICT技術を使って24時間対応できるようにしたいといったことで、このビジネスがICT、インターネットを使うことを踏まえますと、(2)(3)の一部と、(4)と(9)はできるだけデジタルでやりたいと。それから、(6)の受け付け等も、できればデジタルでやりたいと考えてございます。

金丸議長代理 (8)はどのようなのですか。

西海観光庁観光産業課長 (8)は、法律上は玄関の見やすい場所に掲示するとなっておりますので、電腦空間上ではなくて、あくまで人が見て見えるところにわかりやすく掲示するということなので、これはちょっと難しいかと思っています。

金丸議長代理 これは標識の掲示とあるのですけれども、誰への表示でしょうか。例えばトラブルがあったときの近隣の住民の方なのか、利用者なのか。利用者であれば、これは日本語だけでは済まないと思うのですが。

西海観光庁観光産業課長 まず、利用者の方にわかるようにということで、外国の方も念頭に置いてということでございまして、もう一つは、近隣の方がもし何か、家主さんが

不在の場合に国内連絡先などを書いていただいて、電話番号等々で対応できるようにしたいと思っております。

金丸議長代理 これの言語は。

西海観光庁観光産業課長 言語は一応、外国の方もわからないと困りますので、わかりやすいマークで、かつ、書く文字については、確におっしゃりますように言語は外国語も対応しようと思っております。

金丸議長代理 外国語って何語なのですか。いっぱい書くのですか。

西海観光庁観光産業課長 先生がおっしゃる意味がわかりました。確かに全部は書き切れないので、そこをどうするかという工夫は、おっしゃいますように、例えばスマートフォンとか携帯でぱっと写真を撮ると、言語を変換できるようなことにも対応しないと、確かに多言語は全部対応できないかもしれませんので、その辺は今後、工夫を考えたいと思います。

金丸議長代理 これこそ、例えばQRコードでも張っておいて、それをクリックするとサイトにいって、苦情の連絡先だとか何だとかも言語変換もできてやるようにしたほうがいいのではないですか。これも何か物理的にこだわる必要は、私はないのではないかと考えています。

西海観光庁観光産業課長 今、申し上げたのは、まさにQRコードですが、それはちょっと検討させていただきたいと思います。

金丸議長代理 あと、4ページの住宅宿泊仲介業約款の届け出はいいと思うのですけれども、この掲示というのもどうなのでしょう。

西海観光庁観光産業課長 この掲示も、基本的にはインターネットのサイト上に掲示いただければ十分だと思います。

金丸議長代理 ということは、合理的にインターネットとかデジタルな技術を使ってできそうなことは、ほとんど代替手段として認められると思っていてよろしいのでしょうか。

西海観光庁観光産業課長 はい。そういう意味では、今、ごらんになっているページで言うと、(2)(3)(4)とかは全てサイト上で完結すると思っております。

原委員 今の2ページの(5)の宿泊者への説明は、デジタルでいいとおっしゃったのですか。

西海観光庁観光産業課長 説明はさすがに誰かが説明しなければいけません、申し上げたかったのは、例えば設備機器とかに、先ほどQRという言葉が思い浮かばなかったのですが、QRコードみたいなものをつけておいて、多言語変換して、ガスとか火が出るものとか、風呂の湯沸かしとかはこういうふうに使いますというのが分かるように対応したいという趣旨でございます。

大田議長 よろしいですか。ありがとうございました。

年間の提供日数について、上限180日は実際に宿泊した日数でカウントし、連続した日であることは要件としないという、ここが守られて、ともあれ安心いたしました。

地域の実情の反映について、自治体の条例による制限が最小限かつ例外的とすべきことをこの会議としてもずっと求めております。ぜひ、これ以上後退することはないようお願いしたいですし、それから、対象区域ですとか提供期間については、政令で定める基準等を通して、合理的な範囲についての一定の考え方を明確に示していただきたい。ぜひ民泊を推進するという趣旨に反することがないようにお願いしたいと思います。

それから、ICTの活用につきましては、観光庁でも届け出・登録の一括システムとか、レーティングシステムについて御検討いただいているようですので、引き続き、ICTの活用を前提として、規制は最小限にとどめるという観点で作業をお願いしたいと思います。

以上の点を含めまして、昨年6月の規制改革実施計画に沿った内容となるよう、法案の作業を進めていただきたいと思います。

施行期日については、先ほど大臣からもお話がありましたように、民泊推進の観点から、一日も早く、早期の施行をお願いいたします。

見直し規定について、施行から3年後ということですが、この法律に規定する年数の3年経過前であっても、必要に応じてこの会議が見直しの議論を行うことを妨げるものではないと理解しておりますので、よろしくお願いいたします。

きょうはありがとうございました。

(観光庁退室)

大田議長 それでは、議題2「ホテル・旅館に対する規制の見直しについて」に進みます。

厚生労働省の皆様には引き続き御出席いただきまして、旅館業法改正法案の検討状況についてお伺いしたいと思います。

それでは、御説明をお願いいたします。

北島厚生労働省生活衛生・食品安全部長 厚生労働省でございます。

資料2「旅館業に関する規制について」をごらんいただきたいと思います。1枚めくっていただきまして、改正の概要をまず申し上げたいと思います。

ホテル営業、旅館営業と、この規制改革推進会議からも御意見を頂戴しておりますが、それぞれの営業種別による規制がございます。これを撤廃いたしまして、旅館・ホテル営業という一本化を図り、それに伴う関連の規定を緩和したいと考えております。

そして、2つ目が、違法な民泊サービスも含めて、無許可業者に対する規制の強化をさせていただきたいと思います。これは民泊新法にあわせまして、民泊につきましても、無許可営業というものについては、この旅館業法での規制をさせていただくという考え方でございます。(1)でございますけれども、これまで報告徴収、立入検査という権限規定がございませんでしたが、違法な民泊がかなり広がっているということもございまして、こういう無許可業者に対する報告徴収、立入検査の権限規定を新たに措置したいというのが1点目でございます。また(2)でございますけれども、無許可営業、その他旅館業法に違反した者に対する罰金でございますが、上限額を引き上げるということで、これま

で無許可営業者につきましては、6カ月以下の懲役または3万円以下の罰金となっておりましたが、これを6カ月以下の懲役または100万円以下の罰金に引き上げたい。また、その他の旅館業法に違反した者に対する罰金につきましては、50万円以下くらいを想定しているところでございます。

3つ目の民泊新法との整合性を踏まえた所要の措置でございますけれども、これは旅館業法が古くなってきておりまして、例えば暴力団関係者が旅館業法を営むことの禁止などが明確にされていないということもありまして、そういった民泊新法との横並びをとった規制をあわせて入れさせていただきたいと考えております。

施行期日でございますけれども、公布の日から起算して1年を超えない範囲において制令で定める日から施行するということで、施行後3年を目途として検討を加えて、所要の措置を講じるということにさせていただいております。

法律上の規制緩和、規制の強化については、今、説明をさせていただいたとおりでございますけれども、規制改革推進会議の皆様から御意見を頂戴した内容に対する意見につきましては、次ページ以降で回答を作成しておりますので、担当課長から御説明を申し上げます。

榊原厚生労働省生活衛生課長 厚生労働省生活衛生課長の榊原と申します。よろしくお願い申し上げます。

本会議から12月6日に頂戴いたしました規制の見直しに関する意見への対応状況について、今回、御回答の資料をお持ちしたということでございます。

まず初めに、撤廃すべきとされた規制についてでございます。

当会議から、客室数の最低数ということで、ホテルですと10室以上、旅館ですと5室以上となっております。これは政令で規定されておりますが、これにつきましては、もともと経営の安定のためということでございましたが、今回、ホテル・旅館の一本化にあわせまして、これを撤廃するというところでございます。

2つ目でございます。寝具の種類ということで、洋室の場合ですと、洋式の寝具でなければいけないと。和室の場合は、いわゆる布団、和式の寝具でなければいけないというような形の規制となっております。こちらにつきましても、今回の一本化にあわせまして、これは撤廃するというところでございます。

3つ目でございます。客室の境の種類ということで、洋室は壁づくりでなければいけない。これに対しまして、和室は壁・板戸・ふすま等でなければいけないということでございました。ホテル・旅館は客室を専有するタイプですので、境は明確にさせていただく必要がございますが、客室の境の種類については撤廃するというところでございます。

4つ目でございます。採光・設備照明の具体的要件ということでございます。政令レベルですと、適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。これがさらに要領レベルになりますと、窓などの採光部分の面積が8分の1以上ですとか、照明設備については、個々に何ルクス以上というような規定がございます。

これにつきまして、採光につきましては、建築基準法に準じた規定ということで改めたいと思っております。照明につきましては、数値による規制は撤廃いたしまして、定性的な表現ということで改めたいと考えております。

続きまして、便所の具体的な要件ということでございます。ホテルは水洗式で、便座式でなければいけない。これに対して旅館は、適当な数となっております。これは収容定員に応じて、大便器幾つ、小便器幾つと、今、詳細な算式がございます。まず、この水洗式だとか便座式だとか、そういったものは撤廃しました上で、この大便器、小便器の数など、数値による規制につきましては撤廃いたしまして、定性的な表現に改めたいということでございます。

2つ目でございます。公衆衛生等の観点から必要最小限のものとすべきとされたものでございます。

1つ目は、客室の最低面積ということで、ホテルの場合ですと9平米以上、旅館の場合は7平米以上となっております。こちらは今回のホテル・旅館の一本化にあわせまして、ベッドの有無に着目した規制に改めます。ベッドがある場合は9平米、それ以外は7平米としたいと考えております。

続きまして、入浴設備の具体的な要件ということで、ホテルですと、洋式の浴室あるいはシャワーと。それに対しまして、旅館は適当な規模のものと。また、近隣で公衆浴場がある場合は除くとされております。また、床面ですとか浴槽底面などについて、おおむね100分の1.5以上の勾配などの規制がございます。これらにつきましても、ホテル・旅館の一本化にあわせまして、規制の緩やかな現在の旅館の水準に統一したいと思っております。

その際、あわせまして、レジオネラ症などの感染症対策、あるいは利用者の安全にかかわるような規定については維持しますが、それ以外のものについては撤廃したいということでございます。

続きまして、玄関帳場の規制でございます。こちらにつきましては、受付台の長さが1.8メートル以上などの数値による規制については撤廃したいと考えてございます。また、ICT活用などによって、今の対面のコミュニケーションに代替する方策について検討しまして、ICTの活用等による適用除外を認める方向で考えるということでございます。

以上でございます。

大田議長 ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問をお願いいたします。林委員。

林委員 ありがとうございます。

幾つか定性的な表現に改めるという部分があります。照明、それからお手洗いのところですかね。その定性的な表現というのは、どういうものを想定されているのかということが1点です。

もう一つは、入浴設備の具体的な要件のところの、利用者の安全などに必要な規定を維持するという、どんなものを維持されるのか、教えていただければと思います。

榊原厚生労働省生活衛生課長 お答えいたします。

まだ詳細はこれから検討でございますが、今、あらあら考えますに、例えば照明などについては、人の顔が見える程度ですとか、そういった程度の定性的なものにしたいと考えています。

また、便所につきましては、これは本当に適当な数というぐらいでいいのではないかと考えているところでございます。

もう一つ、安全についてという御質問がございました。これは、例えばサウナのパイプですとか、そういったようなものについては引き続き残すということでございますが、それ以外についてはなくしていく。詳細は、これからしっかり仕分けしていきたいと考えております。

大田議長 ほかはいかがですか。

原委員。

原委員 ありがとうございます。

3点お伺いしたいと思いますが、1つ目は、一番最初、1ページのところの違法な民泊無許可営業者に対する規制の強化についてです。無許可事業者に対しては、現状でも別に報告徴収などをするまでもなく、当然告発ができるということだと思っておりますけれども、今回の措置によって、實際上取り締まりが強化されていくことになるのかどうか、教えていただければというのが1点目です。

2つ目、構造設備基準などの見直しの部分であります。これは前回の議論のときにさまざま基準の見直しをしていただいているわけですが、条例によってそれがまた残ってしまう可能性があるのでしょうかという点を指摘させていただいたかと思っております。この点はどう整理されたのか、教えていただければと思っております。

3点目に、これは昨年12月の当会議の意見で、構造設備基準の規制全般についてゼロベースでの見直しをとということを指摘しているわけですが、この全般的な見直しについてどう検討されているのか。

以上3点、教えていただければと思っております。

榊原厚生労働省生活衛生課長 お答えいたします。

まず1点目の無許可について、どのように変わっていくかという御質問でございます。実は私も新宿の保健事務所と一緒にになりまして、違法民泊のところに実際に行ってまいりました。管理人さんとお話ししますと、先ほどガラガラと入っていったよと。それで、中へ行くとメーターが回っているのです。ですので、いらっしゃるのはほぼわかる。けれども、呼び鈴を押しましても、なかなか出てこない。それから、いろいろお伺いをしたいと思っても、調査のお願いみたいな形に現状ではどうしてもなってしまう。そういったことから、しっかり告発するですとか、これ自体は刑罰のためではございませんけれども、実態をしっかり把握していくというときにやはり限界がございますので、ちゃんと教えてくださいというふうになることができるですとか、本当に必要なときには中に入

ることも一応権限的にはできるということにすることによりまして、違法な民泊についての実態把握ですとか、しっかりした指導が進むと思っているところでございます。

2点目、条例についてでございます。これにつきましては、今回改正しました趣旨については、都道府県のほうにはしっかり周知いたしまして、当然、今回の改正の趣旨を踏まえて適切に見直し、その他、対応をしていただきたいと考えておりますし、そのように指導していきたいと考えているところでございます。

北島厚生労働省生活衛生・食品安全部長 全般的な見直しにつきましては、私のほうで前回の会議のときにお約束をさせていただきましたので、ここに書いていないものも含めまして、要領も含めて、古い規定や必要のないもの、全体をしっかり見直してまいりたいと考えております。

大田議長 見直しのスケジュール感はどんな感じでしょうか。

北島厚生労働省生活衛生・食品安全部長 今、法案の提出の作業をさせていただいているところでございますので、法律の施行までのスケジュールと並行して実施していきたいと考えております。

大田議長 ほかに質問はいかがでしょうか。

林委員、どうぞ。

林委員 民泊の促進の話をするときに、あわせてこの現行の旅館業法がいかに時代おくれになっているかということが明らかになって、私、個人的にはむしろそちらのほうが改善するのは急務ではないかと思ったのですが、今回この規制の見直しをした場合に、自治体の条例で、相変わらず昔ながらの規制が残っているような状態が想定されるのですが、そこを改善するような手当ては、どのようにお考えなのでしょうか。

北島厚生労働省生活衛生・食品安全部長 私どもも、できれば民泊で180日以下となっておりますので、そういった方々が旅館業法の許可をきちんととっていただいて、簡易宿所のような形で年間営業するということも視野に入れておりますので、簡易宿所の許可がとりやすいような施策も考えております。また、この要領を全部見直しますと、各都道府県、自分たちの要綱も全部見直さなければいけないという作業が発生いたしますので、その際には、私どももできるだけ不要な規制をしないようにということ呼びかけていきたいと考えております。

林委員 ぜひその点をよろしくお願ひしたいと思います。

大田議長 あと、スケジュールを幾つかお伺ひしたいのですが、法施行までのスケジュールは、どのようにお考えかというのが1点です。公布の日から起算して1年を超えない範囲内とありますが、この1年というのはどういう理由からでしょうか。

それから、施行後3年をめどとして検討とありますが、この3年という理由は何なのでしょう。3年経過前であっても、規制改革推進会議としてはずっと法律のたてつけそのものを議論すべきだということも申しておりますので、必要に応じて規制改革推進会議としても議論していきたいと思っております。

もう一つ、政令の改正スケジュールは、いかがでしょうか。先ほど法律施行とあわせてということでしたが、それでよろしいでしょうか。

榊原厚生労働省生活衛生課長 お答えいたします。

スケジュールといたしましては、法律改正にあわせて政令も含めて全て、そしてさらに要領の全般的な見直し、全部一緒にやるということでございます。そういった作業として、例えば構造設備について政省令、要領の改正作業、それから、それを今度、団体ですとか自治体などしっかりと調整しなければなりません。そうやってしっかりと固めた上で、法制的な審査その他を受けた上で、今度は世の中一般に対してパブリックコメントをやっていくこととなります。

それが終わりました後、今度は自治体の職員に対しまして、全国しっかりと周知するというをやっているかなければいけません。その上で、それぞれの自治体のところで条例ですとかそういったものをしっかりと見直す、あるいは彼らの要綱を見直すという作業が今度は入ってまいります。そういったものを含めまして、最大で1年と言っていますが、どんなにかかっても10カ月ではやりたいと思っていますし、さらに早くできれば、さらに短くしたいと考えているところでございます。

北島厚生労働省生活衛生・食品安全部長 それから、施行後3年の検討でございますけれども、通常、このように新法ではございませんので、5年が適当なのか、3年が適当なのかと考えておりましたが、民泊新法が3年を考えているということで、合わせたところでございます。それ以内に何か特段いろいろな問題が発生すれば、その都度見直すということになるかと思っておりますが、何分にも自治体ごとに条例なり、要綱なりというものがございまして、見直すにしても一定の期間をとってあげないと、なかなか地域がついてこれないという事情もございまして。

大田議長 ありがとうございます。

務台政務官、どうぞ。

務台大臣政務官 民泊とホテル・旅館規制の見直しの関係なのですけれども、民泊をやることでそちらの分野に参入する方がいらっしゃるの、ホテル・旅館業界の皆様の営業のやり方を緩和する仕組みをセットに入れて、民泊についての理解を求めるといふふうに理解しているのですが、そのような理解でいいのかと。

それから、ホテル・旅館業界の皆様のこの規制緩和に関する反応を教えてもらいたいと思います。

北島厚生労働省生活衛生・食品安全部長 こういった規制緩和については、前の前の会議だったかと思うのですけれども、ヒアリングもしていただきまして、かなりここに上っているような御要望もあったかと思っております。そういう意味では喜んでいただいている面もございまして、一方で、既にもうこういう施設、設備を整えて頑張ってきたところにつきましては、新規参入がこれですやすくなるということもありまして、うれしいよう

な、つらいようなという微妙な御反応でございます。

ただ、私どもといたしましては、やはりきちんとこういった許可をとっていただいて、ホテル・旅館営業をしていただくということも大事なことだと思っておりますので、御指摘のあったような緩和をさせていただいて、取り組みやすくすることが必要だと考えております。また、違法な民泊。民泊の新法ができればこれでしっかりやっていただくという反面、届け出をしていただかない悪質な事業者をきちんと取り締まるということも大切だと思っておりますので、この違法な民泊に対する無許可営業の取り締まりの強化というところは、民泊新法とあわせて一緒にやっていく部分ではないかと考えているところでございます。

ただ、いずれにいたしましても、総論といたしましては、旅館・ホテルの皆様には、この規制緩和については喜んでいただいていると考えております。

大田議長 どうぞ。

金丸議長代理 ありがとうございます。

玄関帳場の規制について確認させていただきたいのですが、私どもが出させていただいた意見の文章とほとんど似てはいるのですが、ちょっと気になったところを確認させてください。

「『受付台の長さが1.8m以上』等の数値による規制については撤廃する」と書いてあるのですけれども、そうすると、残そうと思っていらっしゃる規制というのは、どんなことがあるのでしょうか。

北島厚生労働省生活衛生・食品安全部長 玄関帳場の機能といたしましては、受け付けをして名簿をつくるということ、それから、本人確認をしていただくこと、不審者が入ってこないということ、客室から求めがあったときに、そこから駆けつけるというような、いろいろな機能を持っていただいていると考えております。そういった機能があってホテル・旅館ということでございますので、そういった機能をICTでどのくらい解決できるものか。具体的にはICTの専門の方ですとか、旅館で先進的に取り組んでいる方々の御意見などを伺いながら、どういった機能をICTで持っていただくかということ、これから御相談させていただきたいと考えております。

金丸議長代理 逆に言うと、今おっしゃったような懸念に対しては、物理的に玄関帳場があるからといって、不審者とか、あるいは全体の監視とかができないわけですから、そうすると、それは玄関帳場の規制という項目の中に列挙して残るよりも、新たな機能要件みたいな形で残るのですか。

北島厚生労働省生活衛生・食品安全部長 原則としては、今、旅館・ホテル、小さいところが大多数でございますので、基本的にはフロントという場所というか、機能というか、そういったものは残していただくと考えております。ただ、ICTで完全に代替できるということであれば、必要がなくなるのではないかと考えているところでございます。

高橋委員 根本的な話をしてしまいます。旅館業における衛生等管理要領というのは、

法的には自治体に対する技術的な助言ですね。この技術的な助言に基づいて条例を決めている。他方、自治体は要綱を定められていて、先ほど、条例を変えるときに要綱まで変えるというお話をされていたのですが、何か自治体は行政指導をやっているのですか。法律に根拠がない要綱で。

北島厚生労働省生活衛生・食品安全部長 一つの目安、ガイドライン的に要領を示しております。その要領に基づいて、自治体がそれぞれ地域の実情に合って、加えたり、減らしたりというようなことをやっていると考えております。ですが、先ほど申し上げましたように、ガイドライン的なもので不必要になったものは、今回全面的に見直したいと考えております。

高橋委員 自治体のほうを聞いているのです。要するに、自治体は要綱で旅館業について行政指導をやっているのですか。

北島厚生労働省生活衛生・食品安全部長 きちんと指導する場合については、条例で定めて実施していると考えております。

高橋委員 自治体の要綱という形で、規制できないものについて過剰に盛り込んで規制するということは、この際、やめてもらったほうがいいと思います。そこは、条例、要綱の見直しのときに徹底していただいたほうがよろしいかと思います。昔からの議論なので、そこは行政指導による過剰制約をやめるという方向だと思っておりますので、よろしく願います。

大田議長 要綱はなるべくやめるということですか。

高橋委員 要するに、条例でできないものを要綱で盛り込んで行政指導で制約するのは、やめたほうがいい、というお話です。

大田議長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。安念委員、どうぞ。

安念委員 今の令1条1項11号の上乗せというのか、横出しというのか、条例で規制を加重できることになっていきますけれども、あの規定はどうなるのですか。そのまま残るのでしょうか。

榊原厚生労働省生活衛生課長 それにつきましては、関係団体からの意見も聞きながら検討したいと思っております。ちょっとそう簡単になくすとかと判断できるものではございません。ただ、お話し申し上げましたように、基本的には今回の改正にあわせて、不要なものはしっかりなくしていただく、そこが一番肝要だと思っております、それについてしっかり徹底するということしたいと思っております。

安念委員 この点、ちょっと議長もテークノートしておいていただけるとありがたいです。

大田議長 上乗せがなるべくなくなるように都道府県に周知をして、適切に対応する、と。先ほどの高橋委員の意見も入れて、この際、要綱という形で行政指導するのもやめてもらうということによろしいですね。

榊原厚生労働省生活衛生課長 結構でございます。

大田議長 よろしいでしょうか。

安念委員 よろしくないけれども、わかりました。

大田議長 いいですか。

私どもの意見を踏まえて前向きに御検討いただきまして、ありがとうございます。今後、後退することはないとは思いますが、後退することのないよう、お願いいたします。

施行日ですけれども、先ほど10カ月という前向きな御回答もいただきました。旅館業活性化の観点から、一日も早く、より早期の施行をお願いしたいと思います。

それから、施行から3年をめどに見直しということですが、民泊新法と同様、3年の経過前であっても、必要に応じてこの会議がさらなる見直しについて議論を行うことを妨げるものではないと理解しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

きょうはありがとうございました。

この民法新法、旅館業法ともに、引き続きフォローしてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

(厚生労働省退室)

大田議長 それでは、「規制改革ホットラインについて」に進みます。

事務局から説明をお願いいたします。

渡邊参事官 資料3 - 1、3 - 2でございます。

まず、資料3 - 1「規制改革ホットラインの運用状況について」でありますけれども、受付件数が490件ということで、2 . の検討要請状況につきましては、集中受付の後ということで、今回少ない件数になっておりますけれども、新規に11件の検討要請を行っております。

3 . の回答状況につきましては、前回174件でありましたけれども、集中受付後、352件まで累積が増えまして、これについて回答をいただいているところでございます。内訳は表のとおりでございます。

次に、資料3 - 2「各ワーキング・グループ等で更に精査・検討を要する提案事項(案)」でございますけれども、1月4日から31日までに回答を得た事項につきまして、ホットライン対策チームにおきまして内容審査を行っていただきまして、その結果、更に精査・検討を要すると認められたものは、この表のとおりでございます。農業ワーキング・グループ1件、医療・介護・保育ワーキング・グループ9件、投資等ワーキング・グループ18件、本会議関連5件ということで、 につきましては、既にワーキング・グループ等で検討している、あるいは検討を予定しているもの、 は、規制シートを作成いただいて、それを踏まえて今後の対応を検討するもの、 につきましては、事務局で要望者あるいは省庁の方に確認を行って、今後の対応を検討してまいりたいと考えております。

細かい一件一件の概要につきましては、1ページ以降に添付をしております。

以上でございます。

大田議長 それでは、ただいまの御説明に関して、御意見、御質問はございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、これで本日の議事は全て終了いたしました。

事務局から何かございますでしょうか。

佐脇参事官 次回の会議日程は、後日、事務局から御連絡いたします。

大田議長 それでは、これで本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。